

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月 7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋のパトロール中、空調機室への入室時、当社社員が扉に右手の中指、薬指、小指を挟み負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	2月6日公表済 (PDF14KB)
2	その他	構内技能訓練棟において、足場組み立ての研修受講中、倒れてきた足場用パイプが当社社員の頭部および左肩に当たり負傷したため、翌日、病院にて診察及び対応検討	A	2月6日公表済 (PDF61KB)

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機の点検時、スペースヒータの電源ケーブル被覆に剥がれが認められたため、当該電源ケーブルを交換	D	
2	1号機	低圧タービン（A）上半内部車室内面溶接部等の浸透探傷検査時、一部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
3	1号機	非常用ガス処理系フィルタ性能検査の事前確認時、チャコールフィルタテストキャニスタ番号の記録に誤記が認められたため、誤記訂正及び対応検討	D	
4	1号機	定期事業者検査（安全弁検査）の検査成績書記録用紙記載の検査番号に誤記が認められたため、誤記訂正及び対応検討	D	
5	2号機	所内ボイラ（B号缶）において、点火バーナに詰まりが認められたため、当該バーナを点検・清掃	D	
6	3号機	非常用ガス処理系放射線モニタ装置の隔離弁において、操作ハンドルに亀裂が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプポンプ（B）用軸シール水弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	屋外ストームドレン処理建屋において、ストームドレンサンプタンク（B）のマンホールに入っていた点検中のストームドレンサンプタンク（A）からの仮設流入ホースの外れによる非放射性水の漏えいが認められたため、対応検討	D	
9	5号機	屋外ストームドレンサンプタンク（B）の水位変換器において、デジタル表示部に「エラー」表示が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
10	6号機	廃棄物処理系廃液収集タンク（A）の点検時、内面ライニングにピンホール（7箇所）及びマンホール部の塗装に剥離が認められたため、ライニング補修及びマンホール部の補修塗装	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで